

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年9月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ： 該当なし
 区分Ⅱ： 該当なし
 区分Ⅲ： 該当なし
 その他： 13件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	保安検査において、制御棒挿入、引抜・カップリング試験の手順書を確認したところ、他号機で一部改訂している部分の水平展開として、平成15年に改訂すべきところを、本年9月に改訂していたことが認められたため、対応検討。	B	
2	3号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の#4シリンダー排気弁ケース点検時、冷却水配管取付部に腐食が認められたため、当該ケースを交換。	D	
3	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ中間抽出圧力調節弁等のデータ採取において、同弁の作動空気減圧弁用圧力指示計(4台)に指示値不良(スティック)が認められたため、当該圧力指示計を交換。	D	
4	3号機	電動駆動原子炉給水ポンプシール水入口圧力調節弁等のデータ採取において、同弁用ポジションナー部品(6台)に動作不良(ローラーの固着)が認められたため、当該ローラーを交換。	D	
5	3号機	復水系復水ポンプ(C)の点検において、同ポンプ据付時の位置合せ用ピン(4本)に腐食が認められたため、当該ピンを交換。	D	
6	3号機	タービン主蒸気系蒸気式空気抽出器入口蒸気ラインドレン水位(高)スイッチテスト弁点検において、同テスト弁閉止プラグのねじ山につぶれが認められたため、当該閉止プラグを補修。	D	
7	3号機	格納容器外側主蒸気隔離弁(C)点検時、フレキシブルホース接続部に損傷が認められたため、当該ホースを交換。	D	
8	3号機	第2給水加熱器(B)ドレンタンク及び第5給水加熱器(A)のドレン水位調節弁(空気作動弁)点検時、駆動部に空気漏れ(微量)が認められたため、当該弁を補修。	D	
9	3号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービン排気逆止弁の浸透探傷検査において、指示模様判定値外れが認められたため、当該弁棒を交換。	D	
10	3号機	タービン凝縮水移送ポンプ(B)用電動機点検時、同電動機負荷側・反負荷側軸受ケース内径寸法及び嵌め合い値に判定値外れが認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
11	3号機	タービン凝縮水移送ポンプ(B)用電動機点検時、同電動機口出し素線に断線が認められたため、当該素線断線部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	タービン主蒸気系タービンバイパス弁入口蒸気ライン(C)ドレン水位(高)スイッチ点検時、同スイッチ可動部に磨耗が認められたため、当該水位スイッチを交換。	D	
13	3号機	タービン主蒸気系タービンバイパス弁入口蒸気ライン(B)ドレン水位(高)スイッチ点検時、同スイッチ可動部に磨耗が認められたため、当該水位スイッチを交換。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉の停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電話 0240-25-1353